

懲戒処分書

事務所 兵庫県西宮市高松町7番26号
コーディアルコート前宏301号
司法書士 光山 仁煥

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主文

戒告に処する。

理由

第1 事案の概要

本件は、司法書士光山仁煥(以下「被処分者」という)が、〇〇(以下「被相続人」という)の公正証書による遺言(以下「本件遺言」という)について不適切な執行をしているとして、被相続人の長女かつ本件遺言の遺言執行者の一人である〇〇(以下「A」という)から、兵庫県司法書士会(以下「兵庫会」という)に対して懲戒処分申立書が提出され、兵庫会から司法書士法第60条の規定に基づく報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、兵庫会の調査結果報告書及び神戸地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成13年11月5日、司法書士となる資格を取得し、平成14年6月25日付け登録番号大阪第2486号をもって司法書士の登録を受け、その後、平成15年11月19日付け登録番号兵庫第1299号をもって変更登録を受け、同日、兵庫会に入会し、司法書士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被相続人は、平成30年5月9日、〇〇公証センターにおいて、以下の内容の本件遺言をした。
 - (1) 〇〇の土地(以下「本件土地」という)及び本件土地を所在地とする〇〇の建物(以下「本件建物」という)の5分の4の持分並びに〇〇銀行〇〇支店の普通預金を被相続人の長男である〇〇(以下「B」という)に相続させる。
 - (2) 〇〇の区分建物及びその敷地である、〇〇の土地(持分1294234分の6899。以下「本件区分建物等」という)並びに現金及び金融資産(Bに相続させる前記(1)の普通預金を除く。)を遺言執行者により換価し、当該換価金から換価に係る費用及び相続税を控除した残額を、被相続人の長女であるA、次女である〇〇(以下「C」という)、三女である〇〇(以下「D」という)及び四女である〇〇(以下「E」という)に各4分の1の割合で相続させる。
 - (3) 前記(1)及び(2)以外の財産は、B、A、C、D及びEに各5分の1の割合で相

続させる。

(4) 前記(1)及び(2)の不動産に関して生じた債務(未払公租公課、当該不動産を担保にした貸金債務等)及び本件遺言の執行に要する費用(所有権移転登記に係る登録免許税、金融資産の払戻しに係る費用等)は、その財産を取得する者が取得する割合に応じて負担する。

(5) 前記(1)の遺言執行者としてBを、前記(2)の遺言執行者としてA及びCをそれぞれ指定する。

(6) 被相続人は、Bが不動産賃貸業を円滑に継続することができるようにとの配慮から、本件遺言をした(以下「本件付言事項」という。)

3 被相続人は、令和2年1月18日、死亡した。

4 Cは、令和2年6月9日、〇〇裁判所〇〇支部に対し、本件遺言の遺言執行者を更に1名選任するよう請求した。

同支部は、同月22日、Eを本件遺言の遺言執行者として選任する審判をした。

5 C及びEは、令和2年7月12日、本件遺言に必要な全ての行為に係る権限を被処分者に委任した。

6 被処分者は、令和2年8月から同年10月にかけて、被相続人名義の金融機関の各口座を解約し、当該各口座の金員を被処分者が管理する〇〇組合〇〇支店の「遺言者〇〇遺言執行者代理人光山仁換」名義の口座(以下「本件口座という。))に入金した。

7 C及びEは、税理士から、被相続人が本件建物の建築費用の全てを負担していたため、Bに贈与税(以下「本件贈与税」という。))が課される旨を指摘された。

C及びEは、当該指摘を受けて、本件贈与税を被相続人の相続財産から納付することが相当であると考え、令和2年10月、被処分者に対し、本件贈与税(1650万円)を本件口座から納付するよう依頼した。

8 本件贈与税の納税義務者はBであるところ、本件遺言に本件贈与税に係る記載はなく、被相続人の相続財産から本件贈与税を納付すべき根拠がないにもかかわらず、被処分者は、A及びDの同意を得ることなく、令和2年10月13日、本件口座から1650万円の納付(以下「本件納付」という。))をし、相続財産を減少させた。

第3 被処分者の主張に対する判断

1 被処分者は、要するに、①本件納付は、遺言者の真意に基づく行為であるから非違行為とはならない、②遺言者の真意に基づくものか否かの判断は、裁判所がすべきであって、懲戒処分の手続においてすべきではないと主張する。

2 しかし、①については、本件納付は、B自身の贈与税債務の弁済のためにされたものであるところ、本件遺言の記載からしても、相続財産から本件納付を行う必要があることを一義的に読み取ることはできず、本件納付が遺言者の真意に基づく行為であると認められない。②については、法務大臣は、司法書士が司法書士法又は同法に基づく命令に違反したと認めるときは、裁判所の判断の有無にかかわらず、懲戒処分をするこ

とができるとされているのであり(同法第47条)、被処分者の主張は失当である。

第4 処分の量定

- 1 被処分者の行為は、法律の専門家としての職責に反する行為として、司法書士法第2条(職責)、第23条(会則の遵守義務)、兵庫会会則第87条(品位の保持等)、第106条(会則等の遵守義務)に違反するものと評価するのが相当である。そうすると、当該行為は、懲戒処分の考え方の別表番号22「その他会則に違反する行為」に該当し、懲戒処分の量定としては、一般的に「戒告」が相当とされている。
- 2 被処分者は、本件贈与税の納税義務者はBであるところ、本件遺言に本件贈与税に係る記載はなく、被相続人の相続財産から本件贈与税を納付すべき根拠がないにもかかわらず、被処分者は、C及びEに対して法律の専門家として必要な助言やA及びDの同意の取得をせず、C及びEの指示に従い、漫然と本件納付に及び、相続財産を1650万円も減少させるといった実害を生じさせた。
こうした事情を踏まえると、本件を不処分とするのは相当ではなく、戒告をもって臨むべき事案といえる。
- 3 よって、これら一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第1号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和6年12月20日

法務大臣 鈴木 馨祐